

新産業創出等推進事業促進計画の概要

令和3年4月20日決定・提出
令和6年4月1日変更
令和8年4月1日変更

趣旨

○ 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)に基づき、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る事業を促進するために作成する計画である。

構成

1 計画の位置付けと目的

● 法第84条第1項に基づく計画。新産業創出等推進事業(※1)の実施を促進することにより、福島国際研究産業都市区域(以下「イノベ区域」という。)(※2)における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想(以下「イノベ構想」という。)の推進を目指す。

● 新産業創出等推進事業を実施する事業者が認定を受けた後、認定計画に基づき事業を実施することにより課税の特例が適用。

※1 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であってイノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして、法施行規則第39条で定める事業

※2 認定福島復興再生計画で定めるいわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村の全域

2 福島イノベーション・コースト構想について

● イノベ構想は、原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

● イノベ区域において自立的・持続的な産業発展を実現するとともに、その効果を県全体にも波及させ、世界に誇れる福島の復興・創生を目指す。

● 「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つの柱に加え、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の3つの視点を組合せ、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めていく。

3 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間等

(1) 目標

新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業として認められ得る研究開発等の新たな取組の一層の促進により、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。

(2) 期間

令和8年度から令和10年度までの3年間

(3) 新産業創出等推進事業促進区域

イノベ区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域

下記の事業について、それぞれ定める。

①重点6分野に関する事業

②新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業

(4) 対象業種

(3)と同様に、①、②についてそれぞれ定める

4 新産業創出等推進事業促進区域内において実施しようとする措置等

新産業創出等推進事業促進区域において、国や市町村等と連携して6つの重点分野等の現状と課題を踏まえた事業者の取組を支援する。

(1) 廃炉 (2) ロボット・ドローン

(3) エネルギー・環境・リサイクル (4) 農林水産業

(5) 医療関連 (6) 航空宇宙

(7) 新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業
(重点6分野に係る事業を行う者との取引が見込まれる取組又は重点6分野の集積に資する取組)

5 新産業創出等推進事業実施計画の認定等に当たって

新産業創出等推進事業を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化に寄与する事業活動等について記載した、新産業創出等推進事業実施計画を作成する。